

越前市男女共同参画推進条例施行規則

平成 17 年 10 月 1 日
規則第 123 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、越前市男女共同参画推進条例(平成 17 年越前市条例第 134 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(年次計画)

第 2 条 条例第 9 条第 2 項第 2 号に定める男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項は、5 年ごとに見直しをするものとする。

(男女共同参画推進会議)

第 3 条 条例第 12 条第 1 項の規定により、市が講ずる施策の取組みを市民に浸透させるため、越前市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

2 推進会議は、委員 30 人以内で構成し、委員は、市長が委嘱する。

3 委員の数は、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の 10 分 4 未満とならないようにするものとする。

(平 19 規則 24・一部改正)

(男女共同参画審議会)

第 4 条 条例第 17 条の規定に基づく越前市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次の各号に掲げる者で構成するものとする。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係機関の代表者又はその推薦を受けた者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(平 18 規則 1・一部改正)

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(苦情又は相談の申出)

第7条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画推進に関する施策に対する苦情又は性別を理由とする差別的取扱い及び人権侵害に関する相談があるときは、市長又は条例第18条に規定する男女平等オンブッド(以下「オンブッド」という。)に申し出ることができる。
(オンブッドの責務)

第8条 オンブッドは、男女共同参画社会実現の擁護者及び監察者として、公正かつ適切に職務を遂行しなければならない。

2 オンブッドは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(オンブッドの職務)

第9条 オンブッドは、次に掲げる職務を行う。

(1) 男女共同参画社会の形成の推進に関する施策及び当該施策の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出があったときは、これを調査しその処理状況について、市長に報告するとともに、申出人に通知すること。

(2) 性別を理由とする差別的取扱い及び人権侵害に関する相談があったときは、助言及び指導を行うとともに、市長その他の市の執行機関(以下「市の執行機関」という。)並びに国及び県の関係機関と協力し、適切な措置を講ずること。

(3) 男女共同参画社会の形成の推進のために、自己の発意によって事案を取り上げ、調査し、市の執行機関に意見を述べること。

2 オンブッドは、前項に掲げる職務を行うに当たって、必要に応じ市長に協議しなければならない。

(平19規則24・一部改正)

(意見表明)

第10条 オンブッドは、前条第1項第1号の苦情に関する調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の執行機関に対し、施策の改善に係る意見表明をすることができる。

2 オンブッドは、前条第1項第2号の相談があった場合において、救済の必要があると認めるときは、関係する市の執行機関に対し、適切な措置を講ずるよう意見表明をすることができる。

3 前2項の意見表明を受けた市の執行機関は、これを尊重しなければならない。

(平19規則24・一部改正)

(報告)

第11条 前条の規定によりオンブッドから意見表明を受けた市の執行機関は、当該意見表明に対する是正などの措置についてオンブッドに報告するものとする。この場合において、是正などの措置を講ずることができないときは、その理由を示さなければならない。

(平19規則24・一部改正)

(公表)

第 12 条 オンブッドは、必要があると認めるときは、活動成果を公表することができる。

2 オンブッドは、前項に規定する公表を行う場合においては、個人情報保護について最大限の配慮をしなければならない。

(庶務)

第 13 条 推進会議、審議会及びオンブッドの庶務は、市民生活部市民自治推進課において行う。

(平 19 規則 24・一部改正)

(その他)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 20 日規則第 1 号)

この規則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 31 日規則第 24 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。